

平成28年2月15日

## 特定供給の許可について

近畿経済産業局から、尼崎ユーティリティサービス株式会社による兵庫県尼崎市における工場に対する特定供給の許可申請及び水素製造所に対する特定供給の許可申請に関する、電気事業法第66条の10の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、電気事業法第17条第3項に定められた特定供給の許可要件、及び「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」（20150312資第3号）における特定供給の許可に係る審査基準に照らし、当委員会として検討を行った結果、当該特定供給の許可申請について、許可をすべきと考えられるため、それぞれ別紙1及び別紙2の通り近畿経済産業局長に意見を回答いたしました。

経 済 産 業 省

官 印 省 略  
20160118 近畿第 45 号  
平成 2 8 年 2 月 2 日

近畿経済産業局長 関 総一郎 殿

電力取引監視等委員会委員長 八田 達夫

特定供給許可に係る意見（回答）

平成 28 年 1 月 14 日付け 20151228 近畿第 45 号をもって、貴殿より意見を求められた上記の件については、下記のとおり回答します。

記

電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（20150312 資第 3 号）の第 1・1（8）に該当するかを審査した結果、同基準の要件を充足するため、特定供給の許可を出すべきと考える。

官 印 省 略  
20160118 近畿第 46 号  
平成 2 8 年 2 月 2 日

近畿経済産業局長 関 総一郎 殿

電力取引監視等委員会委員長 八田 達夫

特定供給許可に係る意見（回答）

平成 28 年 1 月 14 日付け 20151228 近畿第 46 号をもって、貴殿より意見を求められた上記の件については、下記のとおり回答します。

記

電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（20150312 資第 3 号）の第 1・1（8）に該当するかを審査した結果、同基準の要件を充足するため、特定供給の許可を出すべきと考える。